

令和 2 年第 1 0 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 1 2 月 1 4 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 定期監査の報告

2) 令和 2 年第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告

3) 令和 2 年第 2 回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告

4) 産業建設常任委員会の所管事務調査報告

第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程 (委員会付託)

第 5 陳情第 4 9 号 安心・安全の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に
意見書提出を求める陳情

第 6 陳情第 5 0 号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために
介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情

第 7 陳情第 5 1 号 7 5 歳以上医療費窓口負担 2 割化の中止を求める国への意見書提出の陳情

第 8 陳情第 5 2 号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に
見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情

議案上程・審議 (説明～質疑～討論～表決)

第 9 同意第 1 8 号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて

第 1 0 同意第 1 9 号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 1 1 議案第 8 4 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

第 1 2 議案第 8 5 号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の一部変更につい
て

第 1 3 議案第 8 6 号 工事請負契約の一部変更について

第 1 4 議案第 8 7 号 工事請負契約の一部変更について

第 1 5 議案第 8 8 号 工事請負契約の一部変更について

- 第16 議案第 89号 工事請負契約の一部変更について
議案上程（説明）
- 第17 議案第 90号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定について
- 第18 議案第 91号 美郷町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第 92号 美郷町税条例の一部改正について
- 第20 議案第 93号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第21 議案第 94号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正について
- 第22 議案第 95号 美郷町金沢ダム及び関連施設設置条例の廃止について
- 第23 議案第 96号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第10号
- 第24 議案第 97号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号
- 第25 議案第 98号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第26 議案第 99号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号
- 第27 議案第100号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号
- 第28 議案第101号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第4号
- 第29 美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第30 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	高 橋 邦 武 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企画財政課長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住民生活課長	高 橋 久 也 君
福祉保健課長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会計管理者兼 出 納 室 長	奥 山 智佳等 君	農業委員会長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教育推進課長	武 田 浩 之 君
生涯学習課長	佐々木 寿 人 君	代表監査委員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第10回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、泉 美和子君、6番、森元淑雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月14日から12月23日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月23日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

○議会運営委員長（森元淑雄君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

12月7日招集告示されました令和2年第10回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

初めに、本定例会の会期は本日12月14日から23日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後、陳情等を上程し、委員会付託とします。次に、同意第18号から議案第89号までを上程し、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第90号から議案第101号までを上程し、美郷町選挙管理委員及び補充員選挙と、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い、終了の予定です。

次に、12月15日から21日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは16日午前11時までとします。

なお、休会中の日程ですが、12月17日、18日及び21日には、必要に応じて関係常任委員会を開催し、請願、陳情の審査を行う予定です。

次に、12月22日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

次に、12月23日は、午前10時から本会議を再開し、議案第90号から議案第101号までの質疑、討論、表決を行い、その後、陳情等の審査結果について委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より定期監査の報告がありました。

2として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より令和2年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

3として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より令和2年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、産業建設常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和2年第10回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、美郷町国民健康保険税条例の改正手続の遺漏についてご報告いたします。

本定例会においてご審議いただく予定で改正作業を進めておりました美郷町国民健康保険税条例について、過年度における改正手続の遺漏が判明いたしました。

平成27年の国民健康保険法の改正により平成30年度から国民健康保険制度の財政運営の責任主体が都道府県とされ、この改正に伴い地方税法の一部が改正されましたが、町ではこの改正に併せて国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じていたものの、この改正を行っていませんでした。

改正内容は、町において賦課・徴収した国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として県への納付に充てるとする、課税額の定義を改めるもので、課税額の算定方法が変わるなど住民の皆様に影響のあるものではありませんが、このたびの遺漏について深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

町としては、今回の遺漏を重く受け止め、チェック体制の再確認と強化などを徹底し、再発防止に努めてまいります。

なお、遺漏しておりました改正部分につきましては、本定例会に条例案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度等について報告いたします。なお、いずれも12月11日現在のもので、増加件数等は第8回臨時会の行政報告からの増加分です。

「地域応援商品券・地域応援食事券」については、12月9日をもって第1弾と第2弾の使用期間が終了しました。町内経済の回復のため、多くの町民の皆様からご使用いただき感謝申し上げます。また、11月27日現在の使用換金率は78.6%で、金額にすると1億3,548万9,500円となっております。なお、「プレミアム付宿泊券」購入者を対象とした第3弾の使用期間は、令和3年2月

16日までとなっております。

令和2年10月3日より販売を行ってございました「プレミアム付宿泊券」についてですが、11月30日をもって申込み受付期間が終了し、先着順に申込みをされた方にご連絡を差し上げたところです。国のGo Toキャンペーンと相まって、町内の宿泊施設について町内外の方々から多数のご予約・ご利用をいただいております、感謝申し上げます。

事業者の雇用促進を支援する「雇用促進支援金事業」については、5件690万円増え、計11件1,170万円、町内事業者の事業継続に向けて家賃を支援する「事業継続家賃支援金事業」については、1件3万3,000円増え、計5件35万1,000円の給付をそれぞれ決定しております。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について、報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感プロジェクト」についてですが、セルフケアの推進強化及び健康寿命の延伸を目的として実施している健康ポイント事業ですが、申込者は12月11日現在で486人となりました。

また、11月18日に美郷町公民館において「運動と乳酸菌シロタ株の組合せによる便秘・大腸がんリスクの低減」と題し、東京都健康長寿医療センター研究所運動科学研究室長である青柳幸利氏による、健康づくり講演会を開催し、172人が参加しました。今後も事業の周知を図り、セルフケアの意識向上に努めてまいります。

2つ目は、「交流促進プロジェクト」についてですが、ホストタウン推進事業として、10月25日に株式会社北都銀行の特別協力による「第1回タイを知るセミナー」を公民館において開催し、営業推進部地方創生室の田中健史氏を講師に向かえ、「タイとのつながりについて～美郷町に近い外国はタイ王国～」をテーマにご講演をいただきました。当日は75人が参加し、これまでの美郷町とタイ王国との交流やつながり、異文化への理解を深めたところです。

また、現在、東京2020オリンピック・ホストタウンPR展を公民館で開催しており、オリンピックの公式アートポスターやタイ王国との交流パネル等を12月27日まで展示し、オリンピック並びにホストタウンの機運醸成を図っております。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、総務課関係ですが、今年度の新規職員採用試験は、一般行政職A、一般行政職B、一般行政職C、社会福祉士、保健師及び幼稚園教諭・保育士で合わせて52人が受験し、試験の結果、7人を任用候補者名簿に登録しました。

次に、住民生活課関係ですが、11月24日に秋田県との共催で、自主防災組織の研修会を開催し

ました。当日は50人が参加し、気象情報の見方や避難のポイント、要支援者避難計画の必要性等について学習しました。

次に、福祉保健課関係ですが、12月6日に美郷町北体育館において「子どもたちの声に敏感になるために」と題し、常磐大学人間科学部心理学科教授で、株式会社越谷心理支援センター顧問である秋山邦久氏による「こころといのちを考える集い」を開催し、155人が参加しました。

また、インフルエンザ予防接種についてですが、10月の接種者数は2,720人で、令和元年度同時期の8倍となっており、特に高齢者の早期接種が顕著となっております。

次に、商工観光交流課関係ですが、10月28日に美郷町技能功労者表彰式を開催し、町内の技能者4名に表彰状並びに記念品を贈呈いたしました。受賞されました皆様の長年にわたるご努力とご労苦に対し、改めて心から敬意と感謝の意を表します。

道の駅「美郷」についてですが、9月から行っている改修工事に伴い、10月30日から仮店舗にて営業を行っております。利用者の皆様にはしばらくの間ご迷惑をおかけしますが、引き続きご利用いただきますようお願い申し上げます。

次に、農政課関係ですが、金沢ダム及び関連施設について、10月8日に受益地を管轄する秋田県仙南土地改良区と譲与に関する覚書を取り交わしました。なお、本定例会に当該施設の設置条例を廃止する条例案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

12月11日現在の有害鳥獣駆除の状況についてですが、農作物の被害や目撃情報に基づき捕獲したツキノワグマは11頭で、昨年の17頭から6頭減少しております。熊の目撃情報の都度、防災無線行政無線や登録制メールによる注意喚起、鳥獣被害対策実施隊や警察、町によるパトロールを実施し、幸い人身への被害はありませんでした。

また、イノシシの目撃情報が1件、イノシシによるものと思われる農作物被害報告が10件あり、今後も有害鳥獣の被害防止のため適切な対策を講じてまいります。

次に、建設課関係ですが、11月2日、除雪出発式を北除雪センター車庫で行い、作業従事者や交通関係者とともに作業の安全について祈願しました。除雪機械74台で車道約449キロメートル、歩道約52キロメートルの道路除排雪を行ってまいります。

9月から11月末までの主な工事発注状況については、舗装補修工事20件、道路改良工事3件、橋梁補修工事3件、業務委託として測量調査設計業務6件を発注し、発注率は88.5%となっております。

また、上下水道関係として、上水道施設更新工事2件、下水道施設更新工事2件を発注し、今年度予定していた事業は全て発注済みとなっております。

次に、教育推進課関係ですが、11月8日に開催された「第49回マーチングバンド・バトントワリング東北大会」において、美郷中学校の吹奏楽部が金賞に選ばれ、来年1月に開催される全国大会へ出場することになりました。

また、11月22日に開催された「令和2年度秋田県中学校秋季卓球大会」において、美郷中学校の男子卓球部が団体戦で優勝し、全国大会へ出場することになりました。

次に、生涯学習課関係ですが、美郷カレッジを9月から12月にかけて全部で5回開催しました。9月12日は内田裕子氏、10月3日は小林千秋氏、10月24日は高階秀爾氏、11月21日は小池一子氏、12月5日は小坂佳子氏を講師にお迎えし、「躍（やく・おどる）」を共通テーマに大変貴重なご講演をいただきました。受講者は延べ355人で、アンケートによる満足度は89.1%と大変好評をいただきました。

10月4日、中央ふれあい館並びに学友館を会場に美郷町読書フェスタを開催しました。当日は、本のヒーロー輝望閃詩（きぼうせんし）ダクシオンによるおはなしの会のほか、町内ボランティア4団体による絵本の読み聞かせや雑誌リサイクル市など、親子で本やおはなしに触れる楽しい時間を過ごしていただきました。あわせて、心に残った本の紹介コンクールにご応募いただいた618作品の中から、各部門の最優秀賞6名の方を表彰するとともに、ご応募いただいた全作品を10月6日から25日まで学友館に展示し、多くの方にご覧いただきました。

10月13日、ヨネックス株式会社との連携事業として、ソフトテニスの日本代表であり同社の社員でもある林田和樹氏を講師にお迎えし、美郷中学校テニスコートを会場にソフトテニス教室を開催しました。当日は、美郷中学校の男女ソフトテニス部員31人が参加し、日本のトップ選手のプレーを間近で見たり、直接指導を受けたりするなど貴重な体験となりました。

10月27日、美郷中学校沿線を周回コースとする美郷町中学校新人駅伝競走大会を開催し、参加した男子17校、女子15校のうち、美郷中学校は男女とも3位の成績を収めました。

美郷町・大田区友好都市提携15周年記念事業として、大田区並びに大田区立龍子記念館のご協力をいただき、特別展「川端龍子ー日本画の風雲児ー」を10月31日から11月29日まで学友館で開催しました。記念館所蔵の川端龍子の作品39点を展示し、期間中は1,343人の方々から鑑賞いただきました。初日には開会行事のほか、同記念館主任学芸員の木村拓也氏によるギャラリートークを開催し、20の方が聴講されました。

11月29日、公民館を会場に自衛隊音楽隊コンサートを開催しました。今年度は昨年度に引き続き、陸上自衛隊東北方面音楽隊をお迎えし、観覧者200人が迫力ある演奏と美しい音色に酔いしれました。

次に、提出いたしました議案の概要について、ご説明いたします。

同意第18号「美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ですが、高橋信雄氏を監査委員に選任したく、同意を求めるものです。

同意第19号「美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ですが、栗林守氏を教育委員に任命したく、同意を求めるものです。

議案第84号「秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について」ですが、秋田県市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合理約を変更する必要があるため、組合理約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について、お諮りするものです。

議案第85号「大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務及び組合理約の一部変更について」ですが、大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の廃止等に伴い、大曲仙北広域市町村圏組合理約を変更する必要があるため、組合理約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について、お諮りするものです。

議案第86号及び議案第87号「工事請負契約の一部変更について」ですが、令和2年9月2日に議決いただいた、道の駅美郷施設改修工事道の駅棟及び公衆トイレ・道路情報提供施設等請負契約について、工事請負変更契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第88号「工事請負契約の一部変更について」ですが、令和2年10月6日に議決いただいた、ラベンダー園客土土壌改良・排水路整備工事請負契約について、工事請負変更契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第89号「工事請負契約の一部変更について」ですが、令和2年6月19日に議決いただいた、後三年地区農業集落排水浄化槽設置工事請負契約について、工事請負変更契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第90号「美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」ですが、公職選挙法の一部を改正する法律の施行により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営が拡大されたことに伴い、選挙運動の公費負担に関する条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第91号「美郷町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について」ですが、町有財産の交換、譲与及び貸付等に関し、美郷町公共施設等最適化実施計画の推進等を図るため、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第92号「美郷町税条例の一部改正について」ですが、地方税法等の一部を改正する法律の

施行等に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第93号「美郷町国民健康保険税条例の一部改正について」ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第94号「美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第95号「美郷町金沢ダム及び関連施設設置条例の廃止について」ですが、金沢ダム及び関連施設の譲与に伴い、条例を廃止したく、お諮りするものです。

議案第96号「令和2年度美郷町一般会計補正予算第10号」についてですが、まちなかエリア活性化促進事業補助金の増額及び事業実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第97号「令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号」についてですが、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第98号「令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」についてですが、公共枿設置接続工事費の増額に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第99号「令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号」についてですが、下水道接続工事費補助金の増額等に伴う歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第100号「令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金（基盤安定分）の決定に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第101号「令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第4号」についてですが、施設修繕費の増額及び事業実績による事業費の減額に伴う収入支出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎陳情第49号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、陳情第49号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第49号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第50号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、陳情第50号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。陳情第50号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第51号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、陳情第51号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第51号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第52号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、陳情第52号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情を上程し、議題といたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第52号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎同意第18号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、同意第18号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 令和2年12月16日をもって任期満了となります美郷町監査委員について、高橋信雄氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものです。

高橋氏は、秋田県職員として長く福祉部局での勤務経験がおありであり、行政職としての経験、力量に加え、人格識見も高く監査委員として適任であると存じますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

同意第18号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第18号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎同意第19号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。

(事務局長朗読)

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 令和2年12月17日をもって任期満了となります美郷町教育委員会委員として、栗林 守氏を選任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案するものです。

栗林氏は、長年にわたり教職員として学校現場で児童生徒の教育に携わり、広く教育行政に識見をお持ちの方ですので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第19号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第19号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第84号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第84号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、秋田県市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものでございます。

変更条文は議案6ページでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

変更内容は本規約の別表第1及び別表第2中の「能代市山本郡養護老人ホーム組合」を「三種・八峰養護老人ホーム組合」に改めるものでございます。

附則でございますが、この規約は知事の許可を受け、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第84号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第84号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第85号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務及

び規約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第85号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務のうち、休日救急医療連携事業について、令和3年3月31日をもって廃止される予定であること及び組合の経費の支弁方法に関し、実態に合わせた文言の修正が必要であることから、組合規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものでございます。

変更条文は議案8ページでございますが、議案資料集3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

変更内容は、本規約の第3条に規定されております組合の共同処理する事務の中から、第3号の休日救急医療連携事業に関することの削除及び第11条中の「分担金」を「負担金」に改めるものでございます。

議案8ページをご覧ください。

下段の附則でございますが、この規約は知事の許可を受け、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第85号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第85号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第86号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第86号 工事請負契約の一部変更について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本年9月2日に議決いただいた議案第61号 道の駅美郷施設改修工事（道の駅棟）の請負変更契約を締結したく、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

変更内容といたしましては、契約金額が2億8,930万円から2億9,148万7,900円に変更し、218万7,900円増加するものでございます。

主要変更部分について、議案資料集によりご説明いたします。議案資料集4ページをお願いいたします。

下から4番目、変更工事内容の欄をご覧ください。

柱の構造補強の増加ですが、道の駅を解体した結果、新たな入り口の設置や壁がなくなり柱が独立するものについて、強度を高めるため筋交い等の設置が20か所必要となり、変更をお願いするものでございます。

冷凍冷蔵庫設備の仕様変更による設備工事の増加ですが、商品販売用冷蔵庫9台のうち4台について、室内への熱のこもりを防ぐため、屋外に熱交換器を設置する室外機タイプに変更したく、その設備工事費の増加についてお願いするものでございます。

その他新型コロナウイルス感染症への対応を精査し、道の駅店舗の西側に設置するカフェスペースの窓及び曲がり家を改装したレストランの北側窓について、当初は閉め切りとしておりましたが、外気導入のため引き違いサッシへの変更も計画しております。また、併せて完成期限を令和3年2月26日から令和3年3月12日に変更するものでございます。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第86号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第14、議案第87号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(藤田信晴君) 議案第87号 工事請負契約の一部変更について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本年9月2日に議決いただいた議案第62号 道の駅美郷施設改修工事(公衆トイレ・道路情報提供施設棟)の請負変更契約を締結したく、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

変更内容といたしましては、契約金額が8,448万円から8,574万3,900円に変更し、126万3,900円増加するものでございます。

主要変更部分について、議案資料集によりご説明いたします。議案資料集5ページをお願いいたします。

下から4番目、変更工事内容の欄をご覧ください。

災害時の地下水利用を目的とした給水設備の追加でございますが、公衆トイレと情報提供施設の間給水管を引き込み、水道蛇口を設置したく変更をお願いするものでございます。なお、井戸、ろ過装置等の設置は、国が単独で建物敷地外に整備中でございます。

また、今回の変更で増額になった分を含めまして、今後、契約額全額が国から受託事業収入として交付されるものでございます。また、併せて完成期限を令和3年1月22日から令和3年2月26日に変更するものでございます。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第87号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第87号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第88号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第88号 工事請負契約の一部変更について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本年10月6日に議決いただいた議案第73号 ラベンダー園客土土壌改良・排水路整備工事請負変更契約を締結したく、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

変更内容といたしましては、契約金額が6,908万円から6,490万5,500円に変更し、417万4,500円減となるものでございます。

主要変更部分について、議案資料集によりご説明いたします。議案資料集6ページをお願いいたします。

下から4番目、変更工事内容の欄をご覧ください。

既存土の再利用ということで、ラベンダー園の表土について、当初、30センチメートルの厚さ

で5,100平方メートル分購入し、敷きならし予定でしたが、うち1,180平方メートル分については、既存の表土20センチ分を再利用できることから、敷きならし料を減とするものでございます。

通路幅員確保のため、蓋付側溝への変更ですが、当初、ラベンダー植栽区画の排水について、土側溝を通路沿いに布設し芝を張る予定でした。精査した結果、土側溝の幅が1メートル前後になり、現況通路が狭隘になることから、蓋付側溝への変更を行いたくお願いするものでございます。

以上で、議案第88号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第88号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、議案第89号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第89号につきまして、ご説明いたします。

提案理由ですが、農山漁村地域整備交付金農業集落排水事業（機能強化）後三年地区農業集落排水浄化槽設置工事請負変更契約を締結するため、美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

変更ですが、契約金額を9,130万円から9,486万2,900円に変更するものでございます。

工事の内容ですが、議案資料集7ページをお願いいたします。

変更工事内容としまして、主なものとしましては、残土130立米を現地敷きならしとしておりましたが、粘性度が強くぬかるむため、今後の維持管理上、搬出処分をしたほうがよいと判断したものでございます。

また、非常用自家発電機は、当初から更新するものとしておりましたが、排煙ダクトも併せて更新したく、また機器更新中の電源供給をするための仮設制御盤の設置を追加したく、お諮りするものでございます。なお、完成期限は変更なく、令和3年3月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第89号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第90号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、議案第90号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第90号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律の施行により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営が拡大されたことに伴い、選挙運動の公費負担に関する条例を

制定したく提案するものでございます。

条文の案は議案18ページからでございますので、ご覧いただきたいと思ひます。

第1条は、本条例の趣旨といたしまして、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を規定することとするものでございます。

続いて、第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用に関し、公費負担の上限額及び手続等について規定するものでございます。

第4条第1項は、第1号にハイヤー方式の場合と、同じく第2号にレンタカー契約などの個別契約方式の場合について、それぞれ規定してございます。

20ページ下段をお願いいたします。

第6条から第8条までは、選挙運動用のビラの作成に関し、公費負担の上限額及び手続等について規定するものでございます。なお、公職選挙法により作成枚数の上限が規定されており、町長選挙は5,000枚、議員選挙は1,600枚でございます。

21ページ中段をお願いいたします。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成に関し、公費負担の上限額及び手続等について規定するものでございます。

なお、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関しましては、第2条のただし書、第6条及び第9条により、供託金が没収となる候補者は適用外となるものでございます。

22ページをお願いいたします。

第12条は、この条例の施行に関する必要な事項は、美郷町選挙管理委員会が定める旨規定し、附則は、施行期日を公布の日とし、適用を公布の日以後に告示される選挙からとしてございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第90号の説明が終わりました。

◎議案第91号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、議案第91号 美郷町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第91号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、町有財産の交換、譲与及び貸付等に関し、美郷町公共施設等最適化実施計画の推進等を図るため、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

改正条文は議案24ページでございますが、議案資料集8ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

改正内容でございますが、本条例の第2条に規定されております普通財産の交換におきまして、当該財産の価格の差額が一定範囲内の場合に、財産交換の相手先に国または地方公共団体等に公共的団体を追加するものでございます。なお、公共的団体とは、公共的活動を営む団体のことでございます。主な例といたしましては、交通安全協会や防犯協会、行政区などが該当するものでございます。

また、第3条に規定されております普通財産の譲与または減額譲渡におきまして、当該財産を公用もしくは公共用に供するために譲渡または減額譲渡できる相手先に、前条と同様に公共的団体を追加するものでございます。

同じく第6条及び第7条は、物品につきまして譲与、減額譲渡、無償貸付、減額貸付におきまして、その相手先にほかの公共団体、その他公共団体に、公共的団体を追加するものでございます。

議案24ページをご覧くださいと思います。

下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第91号の説明が終わりました。

◎議案第92号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、議案第92号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 議案第92号について、ご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の施行により、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、美郷町税条例の一部を改正したく提案するものでございます。

改正条文は議案26ページでございますが、内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集10、11ページをご覧ください。

10ページ上段の第49条第4項並びに下段の第51条第3項及び次ページの上段、第6項は、地方税法施行令の一部改正により、引用する条文が繰り上げられましたので、その条ずれを整理するものでございます。

議案26ページにお戻りください。

この条例は、令和4年4月1日から施行する旨を附則において規定しております。

議案の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第92号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午前10時56分)

(午前11時06分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第93号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、議案第93号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 議案第93号について、ご説明いたします。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されたこと及び地方税法等の一部を改正する法律の施行により、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正いたしたく提案するものでございます。

はじめに、前段の地方税法及び航空機燃料譲与税法の改正のうち、国民健康保険税に関する内容についてご説明いたします。

平成27年の国民健康保険法改正により、国民健康保険制度の財政運営の責任主体が都道府県とされたことから、市町村の国民健康保険税は都道府県に納付する国民健康保険事業納付金に要する費用に充てるとされました。

次に、後段の地方税法及び地方税法施行令の改正内容についてご説明いたします。

所得税法の改正により、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しが行われ、給与所得控除額、公的年金等控除額が10万円引き下げられ、基礎控除額が33万円から10万円引き上げられ43万円とされました。この所得税法の規定は、個人住民税にも適用されることとなりますが、この改正により国民健康保険税の負担水準に意図せざる影響や不利益が生じないように、国民健康保険税の減額に係る判定所得の基準について、基礎控除額相当分を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計額から1を減じた額に10万円を乗じて得た金額を加えることとされました。

続きまして、改正条文についてご説明いたします。

改正条文は、議案28ページから30ページまででございますが、内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集12ページをご覧ください。

まず、第1条による国民健康保険税条例の一部改正ですが、これは町長の行政報告にございました改正手続に遺漏があった部分の改正となります。

第4条第1項において、国民健康保険税に要する費用として課税される基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額がまとめて規定されておりましたが、県に国民健康保険事業納付金を納付する費用に充てるため、基礎課税額等を賦課徴収することとされることに合わせ、基礎課税額については第1号で、後期高齢者支援金等課税額については第2号で、介護納付金課税額については第3号でそれぞれ規定しております。

13ページの第2項から第4項まで及び第7条の2第1号は、第4条第1項の改正による文言を整理するものでございます。

次に、14ページ中段からの第2条による国民健康保険税条例の一部改正ですが、第25条第1項第1号は、均等割額及び平等割額を7割軽減する世帯の軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分を33万円から43万円に引き上げ、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加算することとするものです。

15ページ中段の第2号は、同じく5割軽減する世帯の、次の第3号は、同じく2割軽減する世帯の軽減判定所得の算定における規定を7割軽減する世帯と同様に改正するものです。

16ページの附則第5項は、軽減判定所得基準の見直しの改正に合わせ、文言を整理する等の所要の改正をするものです。

議案30ページにお戻りください。

この条例中、第1条による改正規定は、公布の日から施行し、平成30年度以後の年度分の国民

健康保険税に適用することとし、平成29年度分までの国民健康保険税については従前の例による旨を、第2条による改正規定は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については従前の例による旨を附則において規定をしております。

議案の説明は、以上でございますが、改正手続の遺漏の件につきましては、誠に申し訳ございませんでした。以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第93号の説明が終わりました。

◎議案第94号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、議案第94号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案第94号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は議案32ページに記載しておりますが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集の17ページをお願いします。

今回の改正では、地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村における確認を不要とするため、子ども・子育て支援法の一部が改正されております。

新旧対照表でございますが、第2条第23号中、「第43条第3項」を「第43条第2項」に改めるものでございます。

議案32ページへお戻りください。

附則でございますが、改正条例の施行期日を公布の日からとするものです。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第94号の説明が終わりました。

◎議案第95号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、議案第95号 美郷町金沢ダム及び関連施設設置条例の廃止についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 勉君） 議案第95号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、金沢ダム及び関連施設は、金沢地区の一部をかんがいしているもので、当該施設の管理業務を受益地を管轄しております秋田県仙南土地改良区へ委託しております。秋田県仙南土地改良区とは、これまで所有管理を同一とすることについて協議を進め、10月8日に町と秋田県仙南土地改良区との間で、金沢ダム及び関連施設の譲与に関する覚書を取り交わいたしました。このことによりまして、当該施設を譲与することに伴い、美郷町金沢ダム及び関連施設設置条例を廃止したく提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条文案中、附則としまして、この条例は、令和3年3月31日までの間において規則で定める日から施行するものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第95号の説明が終わりました。

◎議案第96号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、議案第96号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第10号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次お願いします。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第96号について、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,351万5,000円を減額する件及び地方債の追加1件と変更4件でございます。

はじめに、第2表地方債補正をご説明いたします。40ページをお願いいたします。

地方債の追加でございますが、河川のしゅんせつ事業に令和2年度から新たに創設された緊急浚渫推進事業債を充当するものでございます。事業費への充当率は100%、元利償還金への交付税参入率は70%でございます。

次に、地方債の変更でございますが、合併特例債につきましては、限度額を420万円減額するものでございます。緊急防災・減災事業債につきましては、限度額を20万円減額するものでござい

ます。公共施設等適正管理推進事業債につきましては、650万円全額減額するものでございます。災害復旧債につきましては、限度額を190万円増加するものでございます。それぞれ事業の追加や事業完了、または財源の組替え等の理由により限度額を変更するものでございますが、個別の内容は歳入の21款町債でご説明いたします。

それでは、歳入から順にご説明いたします。44、45ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 14款1項1目1節保険基盤安定負担金でございますが、交付額の確定に伴う減額でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、14款1項1目民生費国庫負担金5節の子どものための教育・保育給付費ですが、町外の保育所等に入所している広域入所児童について、9月議会定例会において6人増加分の補正予算を議決いただきましたが、その後さらに7人増加しており、159万5,000円の補正をお願いするものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、14款2項1目総務費国庫補助金の1節の上段、個人番号カード交付事業補助金ですが、個人番号カード、通称マイナンバーカードを交付するため、住基ネット端末を1台増設したく、その費用として国からの補助金分を計上するものでございます。補助率は10分の10でございます。

○総務課長（本間和彦君） 同じく特別定額給付金事業補助金でございますが、事業終了による額の確定に伴う減額でございます。確定額は給付金分で19億1,830万円、事務費分で712万9,663円でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 2目1節地域生活支援事業費補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症予防のため事業委託している地域活動支援センターで使用するマスク、アルコール消毒薬等、不足が見込まれる消耗品の購入費用に係る国庫補助分として、費用の2分の1分を計上しております。

3節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございますが、後期高齢者医療のシステム改修に係る国庫補助金分でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、4目1節の社会資本整備総合交付金ですが、除雪機械購入額確定に伴う交付金の減額でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 15款1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険基盤安定負担金の交付額が確定したことに伴う補正でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、15款1項1目民生費県負担金5節の子どものための教育・保育給付費ですが、広域入所児童の増加分として86万4,000円の補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 2項1目1節総務費補助金の生活バス路線維持費補助金でございますが、県補助金の確定により減額するものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 15款2項2目民生費県補助金3節のすこやか子育て支援事業費補助金ですが、第3子以降の子供が生まれた世帯に対し、子育てサービス事業の利用費の一部を助成する子育てファミリー支援事業について、当初の見込みより5人増加する見込みであり、3万7,000円の補正をお願いするものでございます。なお、補助率は県が2分の1となります。

○農業委員会事務局長（大澤 修君） 続きまして、46、47ページをお願いいたします。

15款2項4目1節の機構集積支援事業費補助金ですが、農業委員研修中止による事業費総額減に伴う減額でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、2節農業振興費補助金の農林漁業振興対策支援事業補助金ですが、県の新型コロナ対策として、町地域農業再生協議会を通じて新たに県単独で2分の1以内の補助率で機械導入の支援を行う経営力強化緊急支援事業が策定され、既存の県3分の1以内、町6分の1以内、合わせて2分の1以内の補助率で機械等の導入を支援します、農業夢プラン応援事業から事業費ベースでおよそ3,000万円分が移行するものと、夢プラン応援事業における要望事業量の見直しによる減額でございます。

その下のしいたけ生産施設等整備事業費補助金は、シイタケの生産関連施設等の整備を支援するもので、県の補助率3分の1以内、取組件数2件で、事業費はおよそ190万円であります。

その下の農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金につきましては、近年、強風や大雪によるパイプハウスの破損が発生していることから、その対策として既存ハウスの補強部材等に対する2分の1以内の補助で、1件の取組で、事業費はおよそ35万円あります。

続きまして、3節農村整備費補助金の農業水利管理体制強化支援事業費補助金ですが、用排水路その他水利施設等を地図上に表示したものに、各土地改良区の管理区域の範囲等を重ねて表示する町農業水利施設管理体制図作成への県の支援で、補助率2分の1以内、上限額50万円、見込み事業費として100万1,000円あります。

○企画財政課長（高橋 穰君） 3項1目4節統計調査費委託金でございますが、工業統計及び経済センサス並びに農林業センサス調査委託金の交付決定により補正するものでございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、20款5項4目雑入の1節機構集積協力金返還金ですが、

離農によって県から町を通じて協力金を受け取った方が、事情により農地中間管理機構への貸付けを解除することに伴い協力金の返還が生じ、町を介して県に返還するため予算計上するものがございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 次に、21款1項町債です。1項4目土木債の1節町道新設改良事業債でございますが、合併特例債につきましては、除雪機械購入実績により減額するものがございます。

公共施設等適正管理推進事業債につきましては、橋梁長寿命化事業の財源として見込んでおりましたが、起債対象とならなかったため減額するものがございます。

4節河川工事債でございますが、予算措置済みの河川しゅんせつ事業に充当するため、今年度新たに創設された緊急浚渫推進事業債を充当するものがございます。

5目消防債の1節消防施設整備事業債でございますが、小型動力ポンプ購入実績により充当する緊急防災・減災事業債を減額するものがございます。

10目1節災害復旧債でございますが、予算措置済み河川復旧事業の精査により、緊急自然災害防止対策事業債を増額するものがございます。

22款1項1目法人事業税交付金でございますが、地方法人特別税・譲与税制度廃止に伴う市町村分の法人住民税法人割の減収分の補填措置として、今年度から県の法人事業税の一部が町に交付されることになりましたので、見込額を追加するものがございます。なお、当初予算にて予算措置してございませんでしたので、今年度は歳入の最後に科目を追加することになりますが、来年度からは6款に組み込むこととなります。

歳入の説明は、以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、歳出の説明をさせていただきますが、はじめに人件費に係る各款項目の1節及び3節につきまして、一括して説明をさせていただきます。概要につきましては、64ページからの給与費明細書に記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

1の特別職につきましては、その他の特別職に区分されてございます統計調査員の報酬を実績により減額してございます。

65ページをお願いします。

2の一般職でございますが、ページ中段のア、会計年度任用職員以外の職員につきましては、特別定額給付金事業終了による事業費確定に伴う時間外勤務手当の減額及び職員の居住地の変更に伴う住居手当の増額等により、トータルで54万7,000円の減額でございます。また、イ、会計年度任用職員につきましては、特別定額給付金事業終了による事業費確定に伴う報酬等の減額に加

え、社会教育施設職員及び社会体育施設職員の勤務体制の精査による報酬の増額により、トータルで76万6,000円の増額でございます。

人件費の概要は以上でございますので、以降、各款項目の1節及び3節の説明は省略をさせていただきます。

それでは、議案50ページ、51ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございますが、議長の出張に係る経費で、新型コロナウイルス感染拡大等により中止となった行事分の減額でございます。

同じく2目議会広報費でございますが、議会広報用カメラの購入実績による減額でございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございますが、10節から12節は特別定額給付金事業終了による事務費の減額でございます。

18節の給付金でございますが、今回の3,170万円の減額補正で予算額が19億1,830万円となり、これが確定額となります。当町の給付実績についてでございますが、基準日であります4月27日現在の対象者は1万9,197人ございまして、うち1万9,183人が給付済みでございます。給付とならなかった14人の内訳でございますが、本人からの届出や福祉関係者等による意思確認により希望しないとされた方が6名、単身世帯で死亡された方が2名、見届けのまま帰国された外国人の方が1名、事情により他市町村での給付を希望した方が2名、連絡や意思確認ができなかった方が3名ございまして、最終給付率は99.96%ございました。

○企画財政課長（高橋 穰君） 一般管理費の一番下、22節返還金でございますが、平成30年度に収入した震災復興特別交付税の一部9万8,000円を返還するための予算を計上するものでございます。平成30年度に大仙市、仙北市、美郷町合同で実施したインバウンドサイクリングコース活用のプロモーション事業に対する特別交付税でございますが、予算ベースで交付されており、事業実績により9万8,000円下がることになりました。本来、交付税の過不足の精算は翌年度の交付税の中で相殺して行うこととなりますが、令和元年度に震災復興特別交付税の対象となる事業がなかったことから精算できず、今年度返還することになったものでございます。

次に、2目行政推進費14節工事請負費でございますが、飯詰駅、後三年駅駐輪場の塗装工事完了に伴う減額でございます。

18節生活バス路線等維持費補助金は、路線バス運行維持のための羽後交通への補助でございますが、今年度の額が確定したことから増額するものでございます。なお、財源内訳の特定財源は、歳入でご説明した県補助金が減額となったものでございます。

次に、6目企画費8節旅費は、企画財政課において今後の執行見込みがないことから減額する

ものがございます。

次に、7目電子計算費でございますが、11節役務費の手数料は、更新により不要となったパソコン、プリンター、周辺機器のほか、庁舎内の部署配置替えに伴い取り外したケーブル等の処分費に不足が生じるため、増額をお願いするものでございます。

14節電気通信工事ですが、電柱移転に伴う光ファイバー移転工事費を追加するものでございます。

18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金でございますが、障害者自立支援給付支払いシステム改修の追加に伴い、町負担金73万8,000円のうち予算の不足分50万円を増額するものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） その下、8目8節の交通安全対策費の普通旅費ですが、交通指導隊の先進地研修が中止となりましたので、減額いたします。

次のページ、52、53ページ上段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、12節機器保守委託料と13節事務機器使用料は、歳入で計上しました個人番号カード交付に係る住基ネット端末を1台増設したく、機器の借り上げ、システムの保守を委託するための費用を計上するものでございます。11月末でのマイナンバーカードの交付者は2,393人、交付率12.4%でございます。3月末では1,599人でしたので、この8か月で900人程度取得しております。夏頃までは1日平均の交付者は4名前後でしたけれども、10月以降は10名程度に増えております。個人認証が可能となる交付端末が1台しかないことから、窓口が限られお客様に相当の時間をお待たせすることになることから、町民の利便性を向上するため増設をお願いするものでございます。

17節庁舎器具費は、役場、公民館、学友館の窓口に戸籍用端末のモニター用スタンドを1台ずつ3台購入したく計上しました。戸籍を確認できる端末が窓口に1か所ですので、戸籍端末窓口にお客様が来ますと、隣の窓口では戸籍が確認できないことから、回転スタンドを設置し2つの窓口に対応したく、設置をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 5項2目基幹統計費1節の調査員報酬でございますが、工業統計調査事業完了に伴う調査員報酬の減額でございます。

10節需用費の消耗品費は、経済センサス及び農林業センサスに係る委託金の追加交付により増額するものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、2款6項1目監査委員費でございますが、実績により費用を減額するものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 3款1項1目18節福祉センター管理費補助金でございますが、社会福祉協議会受託事業利用者送迎用バスのバッテリー交換、福祉センターの配水管ボイラー室動力制御盤及び機械室制御盤機器を修繕するため、補助金を増額するものでございます。

2目12節地域活動支援センター事業委託料でございますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、事業委託している地域活動支援センターで使用するマスク、消毒液などに不足が見込まれるため、委託料増額をお願いするものでございます。

3目7節報償費から12節上段、筆耕委託料まででございますが、金婚式及び敬老会お祝い記念品配送業務が完了したことによる減額でございます。

12節下段、食の自立支援事業委託料でございますが、アセスメントシートにおいて10点未満の方を対象とした配食サービスの申込者が3人増加したことにより、不足が見込まれるため増額するものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 14節施設設備改修工事につきましては、中央ふれあい館における消防立入検査の結果、火災感知器の設置を指摘された箇所があることから、その設置に係る予算をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 次のページ上段をお願いいたします。

4目18節高齢者医療制度円滑運営事業費負担金でございますが、後期高齢者医療の所得課税情報とシステム改修のため、秋田県町村電算システム共同事業組合へ支払うものでございます。歳入でご説明したとおり、国庫補助金22万2,000円が交付されます。

27節繰出金でございますが、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業繰入金額の額確定に伴い、繰出金を補正するものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、3款2項3目児童福祉施設費10節の修繕料ですが、こども園の照明機器や給水設備等の修繕及び今後の応急対応に必要な修繕料として100万円の補正をお願いするものでございます。

同じく12節の保育業務委託料ですが、広域入所児童が7人増加したことに伴い、保育業務委託料に不足が見込まれるため、330万3,000円の補正をお願いするものでございます。

同じく13節の車両借上料ですが、公用車が配備されていないこども園における職員の車両借上料について、町栄養士が各こども園を訪問し栄養指導をする機会が増加したことなどにより不足が見込まれるため、1万8,000円の補正をお願いするものでございます。

4目子育て支援費10節の修繕料ですが、放課後児童クラブにおいて今後の応急対応に必要な修繕料に不足が見込まれるため、20万円の補正をお願いするものでございます。

同じく19節の子育てファミリー支援事業助成ですが、当初の見込みより対象となる方が5人増加する見込みであり、7万5,000円の補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 5目22節返還金でございますが、令和元年度児童手当交付金の額確定に伴い返還が生じることとなったため、補正をするものでございます。

4款1項2目2節返還金でございますが、成人男性に係る風疹抗体検査及び予防接種に係る令和元年度国庫負担金の額確定に伴い返還が生じることとなったため、補正するものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、3目の環境衛生費7節の報償費ですが、不法投棄監視員報酬の実績により精算するものでございます。

続きまして、12節の施設管理委託料は、明田地と百目木地区にあります旧廃棄処分場の管理等委託分の実績による減額でございます。清掃委託料は、六郷地区一斉清掃に要したごみ運搬費の実績による減額でございます。

18節負担金補助及び交付金は、大会中止による減額でございます。

次のページ、56、57ページ上段、4款2項1目清掃費の13節車両借上料は、小型家電の運搬・廃棄に係る作業終了による減額でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、5款1項2目雇用対策費18節雇用促進支援金です。雇用1件分の補助金について申請がありましたので、補正をお願いするものです。7月1日から始まりました当該事業のこれまでの申請実績は、正規雇用された町民19人、雇用期間を定め雇用された町民1人となっております。

以上で5款の説明を終わります。

○農業委員会事務局長（大澤 修君） 続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、7節報償費は農業委員候補者選定委員会委員報償の実績による減、8節旅費以降につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う委員研修、農業委員全国大会等中止による関連予算の減額でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、3目農業振興費の18節秋田県花の祭典開催事業協賛金は、開催が中止となったことによります減額でございます。

その下の農林漁業振興対策支援事業費補助金は、歳入でご説明しました県の新たな事業への移行等によります減額でございます。

その下のしいたけ生産施設等整備事業費補助金は、シイタケの生産管理施設等の整備を支援するもので、県の3分の1以内の補助と町の補助6分の1以内を合わせた2分の1以内の支援を行うものであります。

その下の農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金ですが、既存ハウスの補強部材等に対する県費を財源とします補助でございます。

続きまして、5目担い手対策費の22節機構集積協力金返還金ですが、当該者が町に納めた返還金を県へ支払いするものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、6目農業振興施設管理費ですが、10節消耗品費、12節看板等製作委託料、17節施設用備品については、現在改装中の手づくり工房湧子ちゃん関連費用でございます。

10節消耗品費は、製造されたニテコサイダーを積み込み運搬するパレット30枚の購入費用でございます。パレットには24本入りニテコサイダーの箱24箱を積み込むことを想定しております。

12節看板等製作委託料ですが、湧子ちゃんの改装に併せ周辺地図を表示する看板、道路脇に立てる立て看板、施設入り口への施設名表示シール、サイダー製造工場見学者に製造過程等を説明するパネル、サイダー製造機械に貼り付ける名称シール等の経費でございます。

17節施設用備品ですが、10節消耗品費でご説明したパレットを運搬するための専用台車でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、8目農村整備費12節の農業水利施設管理体制図作成業務委託料は、歳入でご説明しました町農業水利施設管理体制図の作成業務を委託するものでございます。

6款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 58ページ、59ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費18節空き店舗等対策事業補助金ですが、六郷地区のまちなかエリア内にある65テラスにテナントとしてマッサージ店及び写真店の2店舗が入居することとなり、家賃補助として補正をお願いするものです。

次のまちなかエリア活性化促進事業補助金ですが、内訳として、六郷地区まちなかエリア内において空き店舗の所有者が貸出しを前提とし店舗外装のリフォームを実施したい旨の申請があり、総事業費160万円の3分の2、補助金上限100万円の補正をお願いするものでございます。また、この空き店舗を活用し飲食業を開業予定の町民から、内装のリフォームや設備を設置したい旨の申請があり、総事業費467万6,000円の2分の1、補助金上限200万円の補正をお願いするものでございます。また、まちなかエリア内にある大規模な非木造の空き店舗を改装し、美術品・骨董品を展示する博物館及び関連商品を販売する小売店を開業する旨の申請が町内企業からあり、総事業費2,218万7,000円の2分の1、1,109万3,000円の補正を併せてお願いするものでございます。

なお、当事業に供する床面積は708平方メートルとなっており、当該非木造の空き店舗全体を活用していくとのことでございます。

続きまして、事業継続家賃支援金ですが、補助金額が確定したため減額をお願いするものです。交付実績といたしましては、5件、35万1,000円となっております。業種といたしましては、飲食業3件、小売業1件、サービス業1件となっております。

企業新分野進出支援事業補助金ですが、町内の企業から新たな分野に進出し事業を営みたい旨申請がありました。新規事業の内容としては、スマートフォン修理業として、ガラス割れの修理やバッテリーの交換等のこととございます。総事業費119万9,000円の3分の1、39万9,000円の申請額であり、予算の不足分39万8,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で7款の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、8款土木費でございます。2項2目道路維持費の11節の自動車損害保険料ですが、秋田県に除雪機械4メートル級グレーダー1台の払下げ申請をしておりましたが、このたび払下げが確定いたしましたので、その保険料でございます。

17節の除排雪機械購入費ですが、ただいま説明いたしました県からの払下げ機械の代金80万3,000円と、社会資本整備総合交付金で購入した除雪機械の購入額確定による減額を相殺しての減額となっております。

続きまして、3目道路新設改良費の12節測量調査委託料は、作山南明田地線歩道整備事業における買収用地にあるブロック塀や庭木の補償費・調査費が必要となり、14節の一般土木工事費からの組替えでございます。

続きまして、3項1目河川総務費の14節一般土木工事ですが、大台川及び小田の沢川におきまして、コンクリート護岸の崩落が発見され、早期に補修したく補正をお願いするものでございます。

続きまして、4項2目都市公園費の12節施設管理委託料ですが、都市公園の庭木の剪定費用をお願いするものです。また、整備保守点検委託料は、遊具の点検について雪解け後、即時に実施したくお願いするものでございます。

続きまして、5項1目下水道費の27節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金の追加をお願いするものです。金額の内容につきましては、下水道事業特別会計にて説明いたします。

次のページ、60ページ、61ページをお開きください。

6項1目住宅管理費の10節の修繕料ですが、町営住宅における漏水などの修繕費用の追加をお

願いするものでございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 9款1項消防費ですが、2目の非常備消防費8節の旅費は幹部研修中止による減額、4目災害対策費11節の役務費は防災行政無線を操作するための資格取得に係る事務費の減額、それから5目消防施設費14節の工事請負費は安城寺防災コミュニティー井戸改修工事完了による請差の減額、備品購入費は小型動力ポンプを購入した分の請差の減額でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、10款1項1目教育委員会費8節の費用弁償及び普通旅費、18節の東北六縣市町村教育委員研修特別負担金ですが、今年度の事業中止に伴い、関連予算を減額するものでございます。

2目事務局費8節の費用弁償ですが、会計年度任用職員の通勤手当相当分に不足が見込まれるため、4万円の補正をお願いするものでございます。

同じく10節の消耗品費ですが、書籍追録代に不足が見込まれるため、20万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目教育助成費のうち7節の報償金、11節の通信運搬費及び手数料、18節の大学生・高校生等応援給付金及び学校給食費助成金ですが、新型コロナウイルス感染症に関する支援事業として実施しました、県外大学生等応援事業、大学生・高校生等応援給付金事業及び学校給食費助成金事業について、事業終了に伴い関連予算を減額するものでございます。なお、各事業の実績ですが、県外大学生等応援事業につきましては192人、大学生・高校生等応援給付金事業につきましては、大学生が316人、高校生が260人、合計で576人、学校給食費助成金事業につきましては787人の方に支援をしております。

また、3目教育助成費10節の消耗品費ですが、美郷中学校において地元新聞を活用した新聞活用教育の充実を図るため、15学級分の新聞購入代として9万5,000円の補正をお願いするものでございます。

議案62ページ、63ページをお願いします。

10款3項1目学校管理費10節の修繕料ですが、美郷中学校において今後の応急対応に必要な修繕料に不足が見込まれるため、30万円の補正をお願いするものでございます。

同じく11節の手数料ですが、美郷中学校セミナーハウスにある不要物品の廃棄処分に係る手数料として20万円の補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 4項1目社会教育総務費でございますが、8節旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当に相当する費用弁償に不足が見込まれることから、補正をお

願います。

4目社会教育施設費でございますが、公民館並びに南ふれあい館の施設管理修繕料が少額となっており、今後の早急な対応に備えるため補正をお願いするものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 10款5項3目学校給食費10節の修繕料ですが、北学校給食センター及び南学校給食センターの厨房機器の保守点検により、部品交換等の修繕が必要になったことや、給食配送車テールゲートシャッター修繕などのため、148万円の補正をお願いするものでございます。

同じく14節の北学校給食センター電話設備改修工事ですが、同センターの電話設備については、使用開始から20年経過し、経年劣化等により電話機の声が聞き取りにくいなどの不具合があり、主装置及び電話機交換のため、91万7,000円の補正をお願いするものでございます。

10款の説明は以上となります。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、11款災害復旧費でございます。歳入でご説明いたしましたとおり、災害防止対策事業が今年度より起債の対象となることから、財源の組替えをお願いするものでございます。

以上で議案第96号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第96号の説明が終わりました。

◎議案第97号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第24、議案第97号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第97号につきましてご説明いたします。

今回の補正は615万円を減額するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、76、77ページをお願いいたします。

3款1項1目1節災害臨時特例補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症による収入減等に伴う国民健康保険税減免分に係る国庫補助金でございます。

6款1項1目1節と2節の保険基盤安定繰入金及び5節財政安定化支援事業繰入金でございますが、交付額が確定したことにより補正するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。78、79ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 12 節電算機器類設定委託料でございますが、調整交付金算出基礎表様式を追加するための国保ラインシステム改修費用でございます。

3 款 1 項 1 目、2 項 1 目及び 3 項 1 目でございますが、歳入の災害臨時特例補助金に伴う財源の変更でございます。

5 款 1 項 1 目 4 節及び 8 節でございますが、会計年度任用職員の社会保険料及び通勤手当に不足が見込まれるため、補正をするものでございます。

80、81 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 3 目 22 節保険給付費等交付金償還金でございますが、令和元年度保険給付費等交付金の額確定に伴い返還が生じることとなったため、補正するものでございます。

9 款 1 項 1 目予備費でございますが、補正調整額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第 97 号の説明が終わりました。

◎議案第 98 号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第 25、議案第 98 号 令和 2 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第 98 号につきましてご説明いたします。

美郷町下水道事業歳入歳出予算の総額にそれぞれ 141 万 9,000 円を追加するものでございます。

内容を説明いたします。90 ページ、91 ページをお開きください。

歳入、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきまして、141 万 9,000 円を増額するものでございます。

続きまして、次のページ、92 ページ、93 ページをお開きください。

歳出、1 款 2 項 1 目施設管理費の 14 節の公共柵設置接続工事では、9 月にも補正しており、計 7 件を見込んでおりましたが、その後、4 件の申請及び問合せがあり、今後不足が見込まれる工事費分の追加をお願いするものでございます。なお、これに伴い歳入となる受益者負担金につきましては、次年度からの負担をしていただくものでございます。

以上で議案第 98 号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第 98 号の説明が終わりました。

◎議案第99号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第26、議案第99号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第99号につきまして説明いたします。

美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳出におきまして補正をお願いしたくお諮りするものです。

内容を説明いたします。100ページ、101ページをお開きください。

歳出、1款1項1目18節の下水道接続工事費補助金では、当初2件分を見込んでおりましたが、新規申請1件があったことにより、補助金を増額したくお諮りするものです。

下段の2項1目17節の水道メーターの購入費ですが、請負差額を減額するものでございます。

これにより歳出予算の総額に変更はございません。

以上で議案第99号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第99号の説明が終わりました。

◎議案第100号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第27、議案第100号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第100号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、245万1,000円を追加するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、110、111ページをお願いいたします。

3款1項2目1節保険基盤安定繰入金でございますが、交付額が確定したことにより増額するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。112、113ページをお願いいたします。

2款1項1目18節後期高齢者医療広域連合納付金でございしますが、歳入で増額した金額を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第100号の説明が終わりました。

皆様方にお諮りしますけれども、昼食の時間となりましたけれども、このまま会議を続行してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） それでは、このまま会議を続行します。

◎議案第101号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第28、議案第101号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第101号につきましてご説明いたします。

はじめに、第2条収益的収入について、第1款事業収益を77万9,000円減額し、4億1,484万2,000円とするものとし、収益的支出については、第1款事業費用を54万7,000円増額して、4億326万9,000円とするものでございます。

内容を説明いたします。122ページ、123ページをお開きください。

収益的収入、1款1項2目の受託工事収益でございますが、消火栓の移設の受託工事を想定しておりましたが、これがなくなりましたので減額するものでございます。

収益的支出、1款1項2目配水及び給水費の修繕費ですが、配水場内の水槽の水位センサーなどの機器修繕や漏水修繕費を追加したく計上しております。

3目の受託工事費の減額は、収入で説明したとおりでございます。

4目の総係費の旅費は、水道施設管理者の資格取得のための研修受講旅費を計上しておりましたが、今年度は受講しないこととしたため、減額するものでございます。

以上で議案第101号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第101号の説明が終わりました。

◎美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（澁谷俊二君） 日程第29、美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

現在の委員及び補充員は、令和2年12月16日をもって任期満了となります。選挙管理委員会委員長からその旨通知がありましたので、地方自治法第182条の規定に基づき選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後0時02分)

(午後0時03分)

○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

選挙管理委員には、鈴木喜美夫氏、黒川奥子氏、鈴木直保氏、田郡良太郎氏を、また補充員には第1順位、煙山俊幸氏、第2順位、高橋 猛氏、第3順位、福田かよ子氏、第4順位、高橋世紀氏を指名します。

お諮りします。ただいま本職が指名した方を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、ただいま本職が指名した方が美郷町選挙管理委員及び補充員に当選されました。

◎秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(澁谷俊二君) 日程第30、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

現在の議員は、令和2年11月27日をもって任期満了となっています。秋田県後期高齢者医療広域連合長からその旨通知がありましたので、選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名

推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法についてお諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、町長松田知己君を指名します。

お諮りします。ただいま本職が指名した方を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、ただいま本職が指名した方が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

◎散会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

12月22日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後0時06分)

